

全木連時報

7月25日(木曜日)
(第532号) (毎月25日発行)
平成14年(2002年)

発行所
社団法人 **全国木材組合連合会**
編集兼 後藤隆一
発行人
東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580)3215

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

定価 年500円

『全木連時報』の購読料は年会費に含まれています。

「木屑等の適正処理に関する 対処指針」

減量化、測定コストダウンなど

目次

- 一 面 木屑等の適正処理に関する
対処指針(中間報告)
- 二 面 地域材利用と木材産業対策
の展開方向
- 三 面 天皇陛下が植樹祭で発言
- 四 面 景況調査

「木屑等の適正処理に関する対処指針」(中間報告)

(社)全木連木屑の適正処理・木質バイオマス検討委員会

1、はじめに

木材業界は厳しい経営状況に置かれていた中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)の施行規則改定、ダイオキシン類対策特別措置法(以下「ダイオキシン法」という)の制定により焼却炉に関する規制が強化されることとなった。

しかしながら、全木連としては、従来から「木材は環境に優しい、安全な資材であり、究極の環境資源である。」と主張しており、このための規制強化に対しても前向きに対応しなければならぬ。

従って、木材業界は自ら木屑等の適正処理に関する意識改革を行い、環境問題の解決に真剣に取り組む必要がある。

全木連、各会員及び構成員においては、以下の考え方と対処指針に基づく行動をとることが必要である。

2、基本的考え方

(1) 木材産業は、貴重な循環資源である木材を無駄なく、さまざまな用途に活用することによって、廃棄物として処分する木屑等の発生の減量化に努めなければならない。

(2) 環境問題に関し、木材産業だけが例外的扱いを受けることを期待してはならない。すなわち、現在適用されている諸規則をはじめ、本年十二月一日から適用される改正廃掃法施行規則の新たな規制に対しても、各企業の責任において対応すべきである。

(3) これらの取組にあたっては、地域の同業者、異業者を含む地域の関係者の協力を得ながら推進することも必要である。

(4) 各種の施設・設備の導入等に対しては、新たな助成措置を含め

全木連の「木屑の適正処理・木質バイオマス検討委員会」委員長「中塚淳一郎(岡山県木連会長)」はこのほど、これまでの議論を踏まえて「木屑等の適正処理に関する対処指針(中間報告)」をまとめた。焼却炉に対する規制が強化されることを受け、木材業界として、どのように対応すべきかをまとめたもの。この中では、「基本的考え方」として、木屑等の減量化に努める必要性を強調するとともに、木材産業が例外的扱いを受けることを期待すべきでなく、新たな規制に対して各企業の責任で対応すべきであることを指摘。さらに「対処指針」として、ダイオキシン類の測定に際しては、地域ごとの共同発注によるコスト低減を検討することや、木屑等を木質バイオマスエネルギー化すること、各種施設・設備の導入等に対する支援措置の拡充や新たな助成措置、制度改革などを要請することなどの対応方向を示している。特に、小型焼却施設におけるダイオキシン類の低コストで簡易な測定法を早期に導入することなどを盛り込んだ三項目については、近く環境省等に要望する予定である。

ダイオキシン汚染が社会問題化する中で、焼却炉に対しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)の施行規則改定、ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン法)の制定によって規制が強化されることになった。

全木連では従来から「木材は環境に優しい、安全な資材であり、究極の環境資源である」と主張してきている。そのため、今後とも

環境面で不利益な批判を受けないためにも、一連の規制に対して適切に対応する必要がある。こうした事情から、同委員会を設置して木材業界としての対応方法を検討することとし、これまでに二月十三日、四月十七日、六月二十七日の合計三回、会合を開催して議論を重ねてきた。

中間報告の「基本的考え方」及び「対処指針」の要旨は次の通り。

財政的、制度的支援を要望する。

3、対応指針

(1) 当面の対応

ア、廃棄物として処分する木屑等の発生抑制

木材の多様な再利用の方向を検討し、木屑等の減量化に努める。なお再利用できない木屑等については、産廃業者に委託するか、届出及び測定義務のない小型の焼却炉で焼却するか比較考量する。

注・木材販売業において発生する廃棄物は、一般廃棄物に該当し、原則として市町村等が処理することになっている。

イ、焼却炉対策

本年十二月一日から、全ての焼却炉について、新たに構造上の規制が強化される。

今後木屑等の処理を焼却による場合は、既設焼却炉の改造または新設をしなければならないが、構造等についてはメーカーと緊急な対応が必要である。全木連は焼却炉関連情報をHPに掲載する。ウ、ダイオキシン類の測定

負担軽減の観点から、地域ごとの共同発注による測定コストの低減を検討する。また簡易測定法の早期確立、測定期間の延長、測定項目の削減を環境省等に要請する。エ、行政との対話

地域の行政等と普段の積極的な対応を通じ、協調と信頼関係を築き、法の執行にあたって地域の実態に配慮するよう要請する。

(2) 資源循環型社会の構築に向けた対応

ア、木質資源の多様な利用の推進

木屑等の減量化のため、既存の用途の再評価に加え、新製品、新用途の開発についても積極的な対応が必要である。その際共同化についても検討する。また、全木連は関連する優良事例をHP等で紹介する。

イ、木質バイオマスエネルギー化 技術的及び事業的な可能性を見直し、制度改革を要請する。

地域材利用と木材産業対策の展開方向

自民党林政調査会が中間取りまとめ

全木連から三点要請

地域材利用と木材産業対策の施策が今後どうあるべきかについて、関係者から意見聴取しつつ、検討を重ねてきた自民党の林政調査会は七月九日、これまでの議論を踏まえて「地域材利用及び木材産業対策の今後の展開方向について(中間取りまとめ案)」を策定した。

地域材利用については、持続可能な森林経営が行われている森林から生産された木材のラベリングを検討することや、徹底した低コスト化、ロットの拡大、顔の見える関係に基づく地域材供給など、木材産業対策としては、森林所有者、木材供給者、住宅生産者の連携、木材加工団地形成による構造改革などを進めるべきとの見解が打ち出されている。

今後はここに盛り込まれた内容に沿って各種施策が展開されるよう、同調査会として積極的に取り組んでいく方針。

また、同日の会合に出席した庄司全木連会長代理は、一般消費者に向けて森林の役割や木材利用の意義を強力にPRすること、公共施設等を建設する際には、地域材を一定割合以上使用することの位置付けを検討すること、補助事業などの助成措置の実施主体に「意欲ある企業や企業グループ」を追加することの三点について、特に推進するよう要請した。

なお、最終的な「中間取りまとめ」については、谷洋一同調査会会長と二田孝治林政基本問題小委員長に一任された。

中間取りまとめ(案)抜粋

I 地域材利用の推進方向

1 基本的な考え方

CO2削減のためもつと山に手をかけるべき。木材加工・流通業者は国産材を使うという哲学で国益を担い、国家的な役割を果たしてもらいたい。

展開方向 「地球温暖化対策推進大綱」に木材利用が位置づけられたことを踏まえ、「地球温暖化防止森林吸収源十力年対策」の中で強力に地域材利用推進を展開。

地域材の利用についての国民的な合意形成を推進し、林業・木材産業関係者のみならず、住宅生産者、最終消費者等も含めた関係者全体の取組を構築。

住宅、公共施設等の従来分野だけでなく、バイオマスエネルギー利用等の新規分野も含め、関係省庁が連携し、一体となって地域材の利用を推進。

2 具体的取組

(1) 国民への普及啓発

国産材の製品は、価格や品質評価が消費者にわかりにくく、そのことを相談できる窓口もない。品確法が一昨年から施行されたが、例えば、乾燥による割れはよほどの場合を除いて構造上問題とはならないこと等について、エ

展開方向 最終消費者が、木材の利用に当たって地域材を選報の提供とともに、普及啓発を推進(マスコミ等の積極的な活用、学校等における木とふれあう取り組みの充実、相談窓口の運営等)。

持続可能な森林経営が行われている森林から生産される木材のラベリングについて検討。

(2) 住宅への利用促進

大手住宅メーカー等への木材供給のポイントは、品質の安定、価格の安定及び供給力の安定。

この住宅は、こういう材料を使ってこの金額になったということとを消費者が納得すれば、大工・工務店も大手メーカーに負けない。在来工法による住宅建築のコストを低減するためには、住宅資材のモジュール化、内装材の開発により、工期を短縮することが必要。

スギ等の中目材、背板を内装材として利用していくため、自然塗料や乾燥を含めて技術開発することが必要。

展開方向 大手住宅メーカーと地域の大工・工務店等の二極化する家づくりに対応して、徹底した低コスト化、供給ロットの拡大、品質・性能の明確化、ないしは、顔の見

える関係の構築による地域材供給という二つの方向を明確化。

木造住宅の低価格化に向けて

木材供給段階からのコスト削減を図るとともに、内装材のパーティクル・ユニット化等の推進による施工性の向上、消費者によるDIY利用も可能な製品の開発・普及等を推進。(例・スギの柔らかさ、暖かさ等を活かした内装材の開発)

伝統工法を活かした地域材利用技術、シックハウス等の環境問題に対応した地域材製品等の開発・普及等を推進。

(3) 公共部門等における利用促進

論点

住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、今後、木材を住宅分野だけで消費していくことは困難。病院や学校などの分野に国産材を使っていくことが必要。

木造公共施設への助成は効果的であり、是非、木造化に対する助成を進めるべき。

展開方向

木造公共施設の建設に対する取組を充実するとともに、優良事例の紹介等による民間施設の木造化を進め、地域材を利用した街並みや景観づくりを推進。

文部科学省をはじめとする関係府省と連携し、学校等への地域材利用を推進。

(4) 木質資源の多角的利用の促進

論点

木材加工に当たって生産される端材や樹皮等の処理が問題。

展開方向

製材工場における端材等の乾燥熟源、発電等への利用のほか、林地残材のバイオマスエネルギーとしての利用を推進。

農業、畜産業等の多様な業種との連携による木材の新たな需要の開拓を推進

木質バイオマスを利用した機能性木質新素材(木質プラスチック、生分解性プラスチック等)等の開発を推進。

消費者の環境への意識の高まりに対応して、間伐材等の国産材を利用した紙の生産・流通の取組を推進。

II 木材産業体制整備の推進方向

1 基本的な考え方

展開方向

大手住宅メーカーに向けた供給を行うための、工場の大規模化、効率化等を通じた競争力の確保

大工・工務店等に向けた供給を行うための、地域の森林所有者、木材供給者、住宅生産者による連携の構築

品質・性能の向上及び明確化とこれを可能にするための規格品生産や品質管理の体制整備

2 具体的取組

(1) 素材の生産・流通の合理化

論点

国産材利用を進めていく上で

最大の問題である供給力の安定のためには、原木の安定生産、調整機能が必要。

素材生産のコスト低減と量的供給力アップのために、例えば、長期にわたる伐採・供給を可能とする制度を検討すべき。

チップ生産は、被害木や支障木、間伐材等の用途として地域に不可欠な存在。

展開方向

素材生産の伐木・集材等の作業コストの低減のため、高性能林業機械の導入、路網整備等のほか、計画的、安定的な素材生産のための長期の受委託や長期伐採契約等の取組を推進。

原木の積み下ろしや輸送等の流通コストの低減のため、工場への直送化やそのために必要な山元での選別等を推進。

素材生産も含めたトータルなチップ生産の低コスト化や需給情報の円滑な提供を通じた安定供給体制の整備とともに、木材チップの新規用途開発を推進。

(2) 製材加工の高度化

論点

国産材の製材工場は小規模かつ多品種少量生産であり、住宅メーカーのニーズに答えられない。高品質の乾燥材等を安定的にジャストインタイムで供給できる体制が必要。

品質管理に積極的に取り組むことが重要。

乾燥コストの大幅削減が必要であり、高温低湿乾燥による低コスト化技術がようやく実用化したところ。今後は、乾燥機の大規模化、熱源としての木くず焚きボイラーの利用推進が必要。

展開方向

小規模で多品種少量生産の生産体制から、木材加工団地を形成する大規模工場を主体とする生産体制に転換するなどの構造改革を推進。乾燥施設等の整備についても引き続き推進。

品質管理体制を整備し、品質・性能や寸法制度等が明らかでないAS等の規格製品の供給を推進。

乾燥コストの低減のための技術開発とこれらの普及を推進。

原木の高度利用、廃棄物の縮減等の観点から、端材の有効利用や木質バイオマスとしてのエネルギー利用を拡大。

(3) 高次加工化

論点

乾燥しづらく強度が低いというスギの弱点は、ラミナにして乾燥を行い、曲がりに強いベイマツ

等異樹種と組み合わせることで集材材に加工することにより克服可能。

展開方向

住宅生産者と木材関係者が一体となった地域材利用のための連携関係づくり、技術開発等の推進

(4) 製品流通の合理化

論点

取引の単位をmあたりから、一本、一枚などに切り替え、消費者に木材は高いという印象を与えないことが必要。

物流コストは製材コストと比べても大きな比重を占めることから、いかに物流コストを低減させるかが重要。

展開方向

「1mあたり」でなく「柱一本あたり」等の単価に基づいた、消費者に分かりやすい取引を推進するため、業界、行政、マスコミ等が一体となった取組みを推進。ITを利用した多段階な物流の短絡化によるコスト削減、情報ネットワークの構築による流通の迅速化等を推進。

「森林は適切な手入れが必要」
天皇家陛下が植樹祭でのご発言

「地域材利用及び木材産業対策の今後の展開方向について(中間取りまとめ案)」を策定した七月九日の林政調査会の会合では、質疑応答の中で、今年六月に山形県で行われた全国植樹祭で天皇家陛下が述べられたお言葉が話題になった。同県出身の岸宏一参議院議員が紹介したものの、それによると、陛下は式典で

景況調査 = 全木協

6月分集計表 ()内は実数

〔流通部門〕

モニター数131 回答数83 回収率63%

当月の状況

販売量	増加18% (15)	変わらず61% (51)	減少21% (17)
仕入量	増加17% (14)	変わらず55% (46)	減少28% (23)
販売価格	上昇10% (8)	変わらず78% (65)	下降12% (10)
仕入価格	上昇22% (18)	変わらず71% (59)	下降7% (6)

来月の見通し

販売量	増加20% (16)	変わらず67% (56)	減少13% (11)
仕入量	増加17% (14)	変わらず67% (56)	減少16% (13)
販売価格	上昇12% (10)	変わらず86% (71)	下降2% (2)
仕入価格	上昇20% (17)	変わらず75% (62)	下降5% (4)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	21% (15)	70% (49)	9% (6)
南洋材	24% (15)	70% (44)	6% (4)
北洋材	11% (7)	75% (48)	14% (9)
国産材	7% (5)	64% (44)	29% (20)
建材	26% (17)	62% (41)	12% (8)

乾燥材取引への関心度	高い	ほどほど	低い
	55% (42)	45% (35)	0% (0)

〔製造部門〕

モニター数114 回答数67 回収率59%

当月の状況

販売量	増加28% (19)	変わらず57% (38)	減少15% (10)
仕入量	増加16% (11)	変わらず57% (38)	減少27% (18)
販売価格	上昇0% (0)	変わらず90% (60)	下降10% (7)
仕入価格	上昇15% (10)	変わらず73% (49)	下降12% (8)

来月の見通し

販売量	増加18% (12)	変わらず67% (45)	減少15% (10)
仕入量	増加15% (10)	変わらず60% (40)	減少25% (17)
販売価格	上昇6% (4)	変わらず85% (57)	下降9% (6)
仕入価格	上昇18% (12)	変わらず76% (51)	下降6% (4)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	29% (10)	56% (19)	15% (5)
南洋材	16% (4)	80% (20)	4% (1)
北洋材	28% (10)	64% (23)	8% (3)
国産材	18% (9)	63% (32)	19% (10)

プレカットの動向

受注後、加工までの待ち時間	1ヵ月以内	1ヵ月	1ヵ月以上
	67% (14)	28% (6)	5% (1)

「手入れの行き届かない森林は、有用な木材の生産に支障を来すばかりでなく、災害防止に寄与する森林の効果をも減退させます。今日過疎化の進む山間地においては、特に活力のある森林の育成に多くの人の協力が求められています」と述べられ、森林の手入れが適切に行われるよう、多くの人が強力をすべきとの考えを示された。

陛下のお言葉の主な部分は次の通り。

天皇陛下お言葉（抜粋、六月二日、全国植樹祭式典で）

「（前略）今日、多くの先人の努力によって守り育てられてきた豊かな（後略）」

「美しい森林は、木材資源を確保し、水資源を涵養し、生活環境を良好に保つなど、人々の生活にとってかけがえのない役割を果たしております。」

特に、我が国の厳しい自然環境の中で、森林は、台風や集中豪雨のもたらす災害から人々を守るために大きく貢献してきました。

世界的にも、地球環境の保全のため、森林の持つ重要性はますます増大しております。

年々減少していく世界の森林を、人類共通の資産として、共に守り育てていくことが極めて大切であり、現在、我が国の人々が、世界の各地域において森林の造成や保

護に協力していることを、心強く思います。

国内における今後の問題は、森林をいかに活力に満ちた状態に保つていくかということにあると思います。

間伐など、手入れの行き届かない森林は、有用な木材の生産に支障を来すばかりでなく、災害防止に寄与する森林の効果をも減退させます。

今日過疎化の進む山間地においては、特に活力のある森林の育成に多くの人の協力が求められています（後略）」

お役に立ちます

林業・木材産業信用保証

平成14年4月から推進資金の貸付利率が下がりました。

(例 旧2.1% 新1.5%)

詳しくは、当基金、都道府県林務担当課、関係団体の当基金相談員、もよりの金融機関へお問い合わせ下さい。

林材業専門の保証機関

農 林 漁 業 信 用 基 金

後 楽 事 務 所 (林業部門)

副理事長 高 橋 勲

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 (林友ビル5階)

TEL 03(3813)5371 FAX 03(3812)8842

ホームページアドレス <http://www.mmjp.or.jp/kikin>

メールアドレス kanrisitu@tokyo.email.ne.jp